

昭和二十九年三月十日 参議院會議録第十六号 會議 議員派遣の件 イラン石油輸入に關する緊急質問

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

愛知 毅一君
伊能繁次郎君

地方行政委員

上原 正吉君
西郷吉之助君

外務委員

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

医療法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

道路整備費の財源等に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

裁判所法の一部を改正する法律案
民事訴訟法等の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案

交付税及び贈与税配付金特別会計法案

証券取引法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

医薬関係審議会設置法案

厚生委員会に付託

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

郵政委員会に付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案可決報告書

昨日九日各委員会において当選した理事は左の通りである。

文部委員会

理事 加賀山之雄君(高木正夫君の補欠)

通商産業委員会

理事 海野 三朗君(藤田進君の補欠)

法務委員会

理事 上原 正吉君(小野義夫君の補欠)

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に關する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の當事国となることについて承認を求めの件

外務委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案

文部委員会に付託

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本国とアメリカ合衆国との間の國際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めの件

外務委員会に付託

あへん法案

厚生委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案可決報告書

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案可決報告書

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案可決報告書

昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案可決報告書

特別審査復旧臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定による左の報告書を受領した。

地方財政の状況報告書

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。通商産業委員から、ガス事業の実体、特に秋田、新潟地方における天然ガスについて緊急に現地の実情を調査するため、秋田県に、西川弥平治君、岸良一君、三輪貞治君を、本月十三日から四日間、新潟県に、中川以良君、藤田進君、白川一雄君を、本月十三日から三日間の日程を以て派遣されたい旨の要求書が提出されております。委員長要求の通り議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○三輪貞治君 私は、只今の三輪君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 三輪貞治君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。三輪貞治君。

〔三輪貞治君登壇、拍手〕

○三輪貞治君 私は日本社会党を代表いたしました。イラン石油輸入の問題につき、閣外務、愛知通産の両大臣に質問をいたしたいと思つております。

特に本日、緊急質問をいたします。えんは、御承知のようにイランは三月二十一日がお正月でありまして、例年の状態を見ますと、その後急速に政局が動き始めておるのであります。

そも、このイランの石油輸入の問題は、昨年二月十四日に日本商社とイランの国有石油会社の間に取交わされました契約に基きまして、日本の船がガソリン一万八千トン、軽油その他四千トン見当を積み込みまして五月九日に川崎に入港いたしました。これが先立ちまして、五月八日、英国のアングロ・イラニアン石油会社より宇佐美六郎、デベツカ弁護人を代理人としたしまして東京地方裁判所に、この石油の仮処分申請を行いました。又日本側もこれに対しまして、柳井恒夫弁護人を代理人としたしまして異議申立ての訴手続をとりまして、この問題が、國際的な問題として大きく浮び上つて来たのであります。

日本側の商社がイラン石油の買付けに乗り出しました最大の動機を考へてみますると、これは戦後、英米の石油資本に抑圧されて参りました日本が、低廉豊富な石油製品の安定した供給先をイランに求めました。これによつて、英米の独占下に置かれました日本市場を、公正自由な市場に回復させるためにあつたのであります。

一方、売手側のイランの状態はどうであつたかと申しますと、従来永年に亘りまして英国のアングロ・イラニ

アンの独占的開発、販売するところでありまして、年々莫大な利益を上げ参りましたが、この利権料が安過ぎるというので、イラン、英国両者の間に紛争が絶えなかつたのであります。そのうちにこの利権協定を廃棄いたしまして國有化しようという主張が次第に高まつて参りました。これに対して反対を唱えておりました親英派の巨頭でありましたころの当時の総理大臣ラズマラ氏が、非常に狂信的な回教連盟の手によつて暗殺された事件がありました。これをきつかけにいたしまして、この石油國有化の熱が非常に燃え上つて参りました。遂に反英イラン國民戦線の興望を担つて登場いたしましたモサデグ前総理大臣による巨つて國有化宣言となりまして、多年に亘つたイランの石油を一手に独占して参りましたアングロ・イラニアンは、イランから撤退するに至つたのであります。

併しながらその後イランを撤退いたしました英国に對しまして、米國が石油の輸入に對して援助を与へましたり、更に英國がイランの石油の買手國に對して、これを輸入することの阻止運動をいたしました原因等が妨げられました。國有化で折角押えた約一千四百万トンの石油在庫品も期待した売行きを見せなかつたのであります。何しろ國有化以前には、アングロ・イラニアンが納めました利権料というものは、イラン輸入の約二割近くを占めておりましたから、これが全くストップし、手持ち石油も売れないとありましては、イラン財政は非常な窮乏に向わざるを得なかつたのであります。昨年夏以來、イランが非常に石油の販売に乗り出しましたもの、かように張りめぐらされた英國の経済封鎖を突破いたしました。この政治と經濟の危機を打開するためであつたと思われるのであります。

す。前申しました日本側の要求、イラン側のこうした情勢、というものがうまく合致いたしましたところ、この問題の端緒があつたのであります。

又、日本と同様に一昨年の六月以来、イタリヤにおいてもかような石油の買付けが行われましたが、これは英国の、ヴェニスへの地裁への提訴となりまして、昨年の三月十一日にイタリヤのこれは勝訴になつて、引続き輸入が行われておる事実があります。

又、英国はこれに先立ちまして、このイランの国を相手にいたしまして、石油国有化をめぐる紛争をヘーグの国際司法裁判所に提訴いたしておりますが、この場合も、やはりこれは却下されておるのであります。

先に申しました日本の場合はどうかと申しますと、これは御承知のように東京地方裁判所の判決文を讀んで見ますと、「本件石油が申請人(英国)の所有に属するかどうかというところは、イラン石油の国有化法が有効であるかどうかというに存する」といたしまして、ここではその内容を述べることは省略いたしますが、大要三

点に亘つてこの国有化法を認めております。そして結論として、日本の裁判所は、申請人は、石油国有化法によりイラン国における石油採取権その他権利協約による一切の利権を喪失したものと認めると、これを結んでおるのであります。かようにいたしましたの訴訟は、日本側の勝に終わりました。更に、東京高裁に上告いたしてありますが、これも昨年の十月に、やはり勝つておるのであります。その後日本側の商社は、政府の圧迫にもかかわらず手持ドルを以ちまして、引続きイランの石油の輸入をいたしまして、去る二月十七日に最後に日本の港に船が入りますまで、それは継続して行われて参

つたのであります。そのほか、イランの石油がイラン国のものであり、よその国が商業上の契約でこれを買ふことは、何ら差支えないという実証はいろいろあります。これは時間の都合で省略いたします。

そこで、先ず閣下外務大臣にお伺いいたしたい第一点は、前に述べましたように教団の各地の裁判所における判決にも見られるように、英伊紛争というものは、国有化を認めるか認めないかの段階ではないのであります。ただその利権に対する補償をどうするかという問題であるということは明らかになつておるのであります。即ち純然たる英国、イラン間のこれは問題でありまして、イランと日本の商行為というものが、何らそれで制約を受くべきものではないのであります。まして英國の客艦の余地はないものと思つてあります。外務大臣のこれに対する所信をお伺いしたいと存じます。

次に外務省が、この問題について心配されておるのは、イランの石油を輸入することによりまして起るであろうと予想されるこの英國の経済的な報復、即ちポンド・スワップの問題、対日輸入制限の問題であろうと思つておられます。これはしばしば委員における質問で、はつきりいたしておると思つておられます。若しさうな事に出るといたしますならば、これは英國の自己防衛であります。又英國のこれは独自の獨善的の恠恠外交以外の何物でもないのであります。吉田内閣は、内、国民に伺ひましては、勇敢にも憲法を無視いたしまして、或いは基本的人権を蹂躪して憚らないのであります。併しながら外、外国に向ひましては、正当な日本の自己防衛の主張すらなし得ないのであります。そのイギリスの海賊的の恠恠外交に頼み上る内弁慶の恠恠外交

そのものであると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)第二次世界大戦後、イギリスが最も恐れておるのは、日本経済復興であります。このことは講和条約交渉の過程におきましてイギリスが示した態度で明らかでありまして、いろいろの制限を日本に課せようとしたのであります。若しイギリスの主張にして今日通つておりましたならば、日本は造船業において、或いは各種工業において、漁業権において、航海、交通その他の面において、今以上の強い制限が課せられたと思つておられます。容易にこれは想像できるものであります。極く最近の例でも、昨年の秋にジュネーブで開かれたあのガットの加入問題、こういう公開的な世界的な協約への加入についてすら、最も頑強に最後までこれを反対いたしましたのはイギリスであります。戦勝国であり、豊せたりとは言へ大英帝国の持主であるイギリスでさえ、自己の経済防衛のためにはかく真剣に闘つておるのであります。日本が如何に経済的困窮の状態にあるかは、これはイギリスの比ではないのであります。とかく最近日英間に、外交問題、その他で暗雲のかりますのは、かようなイギリスの冷淡苛酷な態度にあつたのではないかと思つるのであります。今度のイラン石油の問題のごときは、その好例の一例であります。何故に政府はさほどまでこの恠恠に対して困徒をしておらなければならぬか。これは国民ひとしく了解に苦しむところであるのであります。かような恠恠外交の態度を改められまして、毅然たる態度で日本の経済を防衛するということをお覚悟をお示し願ひたいと思つておられます。この問題に対する外務大臣の所信を明らかにされたいと思つておられます。

第三にお伺いいたしたいのは、前に述べましたように、イタリヤの会社も又イランの油を買付けておりました。この裁判がイタリヤの勝訴になつておるのであります。これに対して、一体イタリヤの政府はこの会社に対してどういふ圧迫を加えたか。又イギリスは、イタリヤに対して如何なる経済報復を行つたか。若し御承知であるならば、この際明らかにされたいと思つておられます。第三点は、その後或いはその交渉の過程においてイランはたび／＼日本に書簡を寄せておられます。公式、非公式いろいろな申入れをいたしておられます。私が通産委員でも申入れましたように、昨年丁度クーデター下に私はテヘランを訪問いたしました。この際も向うの政府から、地下資源が非常に豊富であるので、日本の協力を得たいという申入れがありました。その後又正式にそういつたようなメッセージもザヘイ總理大臣によつて来ておる。豊富な地下資源の開発のために技術員を以て構成する使節団をよこして欲しい。或いは二月の四日には、テヘランで日本の物資についていろいろ物を買いたいと言つて、およそ四十品目について申入れも来ておるのであります。ところがこつぱつたように入入れに対して、政府は一遍も返事をしておらないのであります。これは相手国に対する非常な失礼な、非礼な態度であるのであります。最近イランが米を買わなければ経済断交するとか、いろいろ強出したのは、こつぱつた日本政府の態度に対するこれは向うの示した反抗の姿であつたと私は思うのであります。政府はなぜにかような申入れに対して一遍の返答も与えなかつたのであるかということをお伺いいたしたいと存じます。

第四に、最近の新聞によりますると、政府はイランの油百万キロリットルを含めた輸出入各二千五百万ドルのオプション協定を結ぶ交渉をしていろいろのことを明らかにしておられます。この問題について、週日衆議院の外務委員会において福田代議士の質問に対して小淵政務次官は、やはりそれをば肯定する答弁をいたしておられます。特にその場合に、イランの自由を取扱われる数量は五乃至一〇%と推定をされるが、できるだけ多く買いたいということをお伺いいたしたいのであります。そこでイラン政府が処分できると推定される五〜一〇%については、一体その推定の基礎は何であるかということでありまして、又イランは、初めは二五%くらいを自分の手持として保有したいという希望を申入れておつたのであります。が、一番頼みにしておりました日本が一向に腰を上げない、頼みにならないというので、非常に向うでは自信を喪失いたしました。だん／＼手持分に対する主張が下つて来たのじやないか。この際日本が毅然たる態度で臨むならば、イギリスとイランの間で再開されておる交渉をブツシユしてイランの手持分を多く確保することができるとは思つておられます。その決意ありや否やをお伺いいたしたいと存じます。

又言われるように五乃至一〇%が、若しイランの自由な分としてこれが保有された場合におきましては、これは日独伊等で競争して買ふことになりません。ドイツは、最近非常な熱意を示しております。先に日本側の或る商社が、砂糖の工場のプラントに対して五カ年のクレジットを設定しようという申入れに対して、ドイツは七カ年自分のほうに貸す、こつぱつた非常に攻撃に出ているのであります。かよう

な状態を考へますと、たつた五分か一割の保有に対して日本がどれだけ食い込めるかといふことは、これは甚だ心許ない次第であります。而も前に結びました日本との契約というものは値段において二割か四割安いです。支払は半分はドルで半分は円である。而も円は日本の銀行に積立てておいて将来の日本品の輸入に充てる。こういつたような有利な条件であります。果してこれを五乃至一〇%の保有の場合においても保持できる自信が外務当局におい

ておありかどうか。このことは通産大臣に併せて伺ひたいと存じます。時間がありせんので急ぎますが、通産大臣に対する御質問は詳細を省略いたしまして、先ず今、日本の石油をがんにがらめに縛りつけておられるところの国際石油カルテルについてのお考え方を承わりたいと思つております。工業国が、その競争相手である国々に生産の基礎であるところの燃料、而もそのうちの重要な部分を占める油について首根つこを押えられておる状態では、果して国際的な競争に勝つておられることが出来るかどうか。この国際石油カルテルを打ち破る絶好の機会は、ただ一つ、カルテル外に残されておるイランの石油をどうするかという問題にかかつておるのであります。が、この国際石油カルテルを打ち破るためにイランと提携を促進せしめる決意ありや否やといふことであります。

第二番目は、日本の燃料政策が、戦前とすつかり逆になりまして、戦前は、石油三割、重油七割の輸入であつたのを、最近では外貨割当によりまして、重油三割、原油七割に変更いたしておられますが、かように石油政策を変更された理由。

○議長(河井彌八君) 三輪君、時間でございます。時間がございませぬので、私の質問はこれで終了します。併しながら、昨年の輸入で日本に対する期待が大きかつただけに、その後のあまりいな日本の態度に対しては最も失望し、今にして然然たる態度をとらなければ悔いの手載に残す結果になると考えられますので、特に懇切にして熟意ある御答弁を期待いたしまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)

○國務大臣(岡崎啓男君) お答えをいたします。英国が日本の商社のイラン石油の輸入に対して、中止方を希望して来たのは事実であります。この間何ら恫喝といふような性質のものはないのであります。日本といふことは、経済報復を懸念するといふようなことよりも、むしろ英国及びその自治領、植民地等は日本の最大の貿易の相手国である關係上、我が国の経済自立のためにも、日英通商貿易の発展拡大を妨げないやうにと考へておられます。現在イラン石油のこの上の輸入を手控えることとしたのであります。イタリヤにおきましても、同様の趣旨から国内消費のためのイラン石油の輸入は手控えておると考へておられます。イラン側からのいろいろの貿易に關する申入れにつきましては、政府としてもこれをまじめに検討いたしております。そのうちに現にインドにおきまして西山大使をイランに出張させまして話を續けておられますし、又極く最近には、この一週間に内くらに更に外務省から相当高い地位の者をイランに出張させるつもりでございまして、これらは、いずれも貿易協定を具体化し

ようという目的であります。只今のところは、いろいろ言われてはおりますが、まだ希望程度でありまして、具体的にはなつておらないのであります。次に、イランの自由にならざる石油の分量、これはイランと、今後でありますが共同石油販売会社との間の話し合いが妥結するまではわからないのであります。二五%とか一〇%とかいろいろ、或いは五%とか言われておられますが、これは何も、日本が消極的態度であるからこのパーセンテージが減つて来たといふわけではありません。これは専ら英米等の共同販売会社とイラソとの間の話し合いによつてきめるものであります。我々としては、若しこのイランの自由にならざる分が相当ありとしても、これは日本側としては常に引受ける用意があるといふことは申しておきます。併しながらお話のよりに、ドイツなりイタリヤなりとの間の競争といふことも、これは考慮しなければならぬ問題と考へておられます。以上お答えいたします。(拍手)

○國務大臣(愛知揆一君) 日本の石油の供給状況は、御承知のやうに案外を許さない状況でございますので、イラソの石油の輸入につきましては、私どもといたしましても重大な関心を持つております。ことは今更申上げるまでもございませぬ。昭和二十八年度におきましては、約十二万キロリットルの揮発油と軽油を輸入いたしましたのであります。ところで只今外務大臣から御説明了いたしたような事情にございませぬので、現在のところは止むを得ず輸入の禁止をいたしておるのであります。が、外交關係の問題が解決いたしましたならば、直ちに輸入の禁止を解除するといふことは当然の措置と考へ

ておるわけでございます。私どももいたしましては、イラソの石油につきましては、例えばパーターでありますとか或いはオーブン・アカウントといつたような取引の形で、輸出の代金を以て輸入代金を決済することを我がほうといたしましては希望しております。ありますが、イラソ側のごこれに対する同意がございませぬれば、積極的にこれを輸入することにいたしたいと考へておるわけでございます。

それから第二のお尋ねの点でございしますが、イラソの石油を輸入いたしたいといふことも勿論解決の一方方法でございます。それから更に、国内の積極的な措置をいたしましては、国内の原油の開採につきまして、御承知のごとく二十九年度予算案にも或る程度の予算を計上いたしておきましたし、又別途に法律案をいたしまして、国内の石油資源の開採につきまして積極的な措置を講じ得るやうな法案を、一月中に国会に提案することに考へておるわけでございまして、これらの方法をいろいろ併せ用いることによりまして、漸次対策を進めて参りたいと考へております。(石油カルテルはどうした)と呼ぶ者あり、(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案(森崎隆君外八名発議)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。水産委員会理事秋山俊一郎君。〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
右の議案を発議する。
昭和二十九年三月三日

発議者
森崎 隆 秋山俊一郎
森 八三 千田 正
小林 政夫 野田 俊作
菊田 七平 松浦 清一
青山 正一
参議院議長河井彌八君

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次の目次に改正する。
目次中「第百条の十二」を「第百条の十二」に改める。
第百条の十一第二項中「第百条の十一」を「第百条の十二」に改め、同条第三項中「第百条の九」を「第百条の十」に改め、同条第四項中「第百条の八及び第百条の九」を「第百条の九及び第百条の十」に改め、同条第五項中「第百条の九」を「第百条の十」に改め、同条を第百条の十二とし、第百条の十を第百条の十一とする。
第百条の九第一項中「第百条の十一」を「第百条の十二」に改め、同条の八を第百条の九とし、第百条の七の次に次の一条を加える。
(責任準備金)
第百条の八 共済会は、毎事業年度の終において、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ。

第百八条第二項中「第百条の十一」を「第百条の十二」に改める。
第百二十七条第一項中「第百条の十一」を「第百条の十二」に改める。
第百三十五号中「第百条の十一」を「第百条の十二」に改め、同条第六号から第九号まで及び

同条第十一号中「第百条の十二第三項」を「第百条の十二第三項」に、同条第十三号から第十六号まで中「第百条の十一第五項」を「第百条の十二第五項」に改め、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 第百条の八の規定に違反したとき。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔秋山俊一郎君登壇、拍手〕

○秋山俊一郎君 只今議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきまして審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由を申し上げます。去る昭和二十五年十二月の水産業協同組合法の改正によりまして、水産業協同組合の経営の安定及び改善を図りましたために、災害によつて受けることのある損害を相互に救済することを目的としたしまして、水産業協同組合共済会が設立せられ、爾来参加会員の数も漸次増加いたして参りました。発展の途を辿つております。この共済会におきましては、現在の損失補償に充てますために、準備金として、剰余金の一部を積立てておりますが、共済事業の特殊性からいたしますと、更に事業の健全な発達を図りますためには、事業年度末において存する共済責任を果し、又異常な災害の発生に備へるというべきことを目的といたしまして、いわゆる責任準備金の制度を設け、当然の必要経費として計上するようにいたすことが必要であると考えられます。これに類する制度は、他の共済及び損害保険等におきましては法定されて

おりますので、これに準ずる意味におきまして法規の整備を行うこととしたものであります。以上が提案の理由であります。

次に、本法律案の要旨であります。水産業協同組合法に第百条の八といたしまして、「共済会は、毎事業年度の終において、責任準備金を積み立てなければならぬ」との規定を新たに設けまして、これに伴つて罰則、その他関係条々の整備を行なつております。なお、責任準備金の算定基準等の技術的事項につきましては、省令に譲つております。

以上、本法律案の提案理由並びに要旨を申し上げますが、委員会におきましては、この制度の必要性につきましては、かねてから慎重検討を加えておりましたので、提案者からの詳細な説明がありました後、質疑及び討論を省略いたしまして、直ちに採決を行ひましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長(中川以良君)の報告を求めます。通商産業委員長(中川以良君)。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別救済復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「二十円」を「三十円」に改め、同項第二号中「十円」を「十五円」に改める。

附則第二項中「五年」を「七年」に改める。

特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別救済復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「二十円」を「三十円」に改め、同項第二号中「十円」を「十五円」に改める。

附則第二項中「五年」を「七年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 特別救済復旧臨時措置法第二十条第一項の認可の申請は、この法律の施行後は、することができない。

〔中川以良君登壇、拍手〕

○中川以良君 只今議題となりました特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案の通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

先ず本改正案の内容につきまして、簡単に御説明いたします。

特別救済復旧臨時措置法は、太平洋戦争中の強行出度による石炭鉱業権者の与へましたいわゆる特別救済を、急速且つ計画的に復旧しようとするものであります。昭和二十五年五月

に法律が施行され、五カ年間の臨時立法になつております。当初工事量は約七十八億圓に上つておりましたが、鉱業権者、地方公共団体及び国庫からの補助によりまして、その救済復旧を行なつておるものでございます。併しなから法律施行後、諸物価の値上りによりまして、工事費の増額を来たし、本法の施行期限内には、所定の工事を完了いたしましたことが、殆んど不可能になつたのであります。現行法による石炭鉱業権者の納付金が、出炭トン当り二十四円及び十円となつておりましたものを、それ、五割の増額の三十円、十五円にいたしました。更に本法の有効期間を二カ年間延長しようとするものであります。

以上が、本改正案の内容でございます。当委員会におきましては、慎重審議の結果、採決をいたしましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第三、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案、(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長(中川以良君)の報告を求めます。通商産業委員長(中川以良君)。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別救済復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「二十円」を「三十円」に改め、同項第二号中「十円」を「十五円」に改める。

附則第二項中「五年」を「七年」に改める。

日程第五、緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案、

日程第六、昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴ひ食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)。

以上四案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長(大矢半次郎君)。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十九年三月十日 参議院會議録第十六号

特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

昭和二十九年三月十日 参議院會議録第十六号 昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案外三件 二一〇

題名を次のように改める。

昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

第一条中「昭和二十八年年度」の下に「及び昭和二十九年年度」を加える。
第二条及び第三条中「昭和二十八年年度」の下に「又は昭和二十九年年度」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月六日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井瀧八郎

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

1 府政は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一条の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十九年年度において、一般会計から、十四億八千五百五十六万五千円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月六日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井瀧八郎

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案
左に掲げる法律は、廃止する。
一 緊要物資輸入基金特別会計法（昭和二十六年法律第五十八号）
二 一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金から繰入金に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十七号）

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年年度分の収入支出並びに昭和二十七年年度及び昭和二十八年年度の決算並びに緊要物資輸入基金（以下「基金」という。）の昭和二十八年年度の損益の処理に關しては、第九項に規定するものを除く外、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際緊要物資輸入基金特別会計に属する資産のうち（現金及び昭和二十八年年度分の収入金に係る権利を除く）及び同会計の負債のうち昭和二十八年年度中に支払義務が生じた支出金でこの法律の施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く）は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属するもの及び第六項の規定により一般会計所屬の資金となるものを除く外、緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年年度の出納の完結の際同会計に属する資産（現金を除く）及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

5 緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年年度の出納の完結の際同会計に属する現金は、その出納の完結の際、産業投資特別会計に帰属するものとする。

6 この法律の施行の際、基金は、一般会計所屬の資金となり、この資金は、昭和二十九年五月三十一日限り存続するものとし、この法律による廃止前の緊要物資輸入基金特別会計法第一条に規定する緊要物資の取得及び売払（以下「資金の運用」という。）は、この資金において行ふものとする。

7 前項に規定する資金は、通商産業大臣が、法令の定めるところにより管理する。

8 第六項に規定する資金の運用に伴う事務取扱費及び附屬諸費は、一般会計の歳出とする。

9 第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる基金の昭和二十八年年度の損益の処理のうち、基金の昭和二十八年年度の利益の緊要物資輸入基金特別会計の繰入への組入は、第六項に規定する資金から行ふものとする。

10 第六項に規定する資金に属する現金の出納命令の委任並びに当該資金の損益の計算方法、支出負担行為計画及び支払計画に關しては、従前の基金の例によるものとする。

11 昭和二十九年五月三十一日における第六項に規定する資金に属する現金以外の資産及び負債は一般会計に、当該資金に属する現金は、産業投資特別会計に、その時において、それぞれ、帰属するものとする。

12 第五項及び前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

13 通商産業大臣は、昭和二十九年五月三十一日における第六項に規定する資金の貸借対照表及び損益計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

14 内閣は、昭和二十九年年度一般会計の歳入歳出決算に前項の書類を添附して、国会に提出しなければならない。

15 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。
第三条中「控除した額」とを「控除した額及び緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第五

項及び第十二項の規定によりこの会計に帰属した現金に相当する額」とに改める。

16 緊要物資の売払に關する法律（昭和二十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「緊要物資輸入基金特別会計法を「旧緊要物資輸入基金特別会計法」に、「緊要物資輸入基金」を「旧緊要物資輸入基金」に、「取得する」を「取得した」に改める。

17 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等から繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「緊要物資輸入基金特別会計」を削る。

18 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項第五号及び第六号中「緊要物資輸入基金特別会計」を削る。
第九条第十二号を次のように改める。

十二 緊要物資の売払に關する業務を行ふこと。
第九条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

